

説明書

業務名	九州陶磁文化館のDESTINATION化・文化観光ハブ拠点化に伴う基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務委託		
履行期間	契約締結日～令和9年3月16日(火)まで		
履行場所	佐賀県立九州陶磁文化館(佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1)		
契約上限額	51,409 千円(消費税及び地方消費税を含む)		
説明会参加 申込期限	令和8年6月26日(金) 17時まで	説明会	令和8年6月29日(月) 14時から
仕様書等に対する質問 書提出期限	令和8年7月6日(月) 正午まで	参加資格確認 申請書提出期限	令和8年7月9日(木) 正午まで
提案書 提出期限	令和8年7月29日(水) 正午まで	プレゼンテーション	令和8年7月31日(金) 佐賀県立九州陶磁文化館 (時間は別途連絡)
最優秀提案 者の決定	令和8年8月4日(火) 予定		

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書(別紙様式2)・・・1部
- イ 実績書(別紙様式3)・・・正本1部、副本7部
- ウ 会社概要(別紙様式4)※パンフレットも可とする。・・・正本1部、副本7部
- エ 誓約書(別紙様式5)・・・1部
- オ 配置予定技術者の経歴等(別紙様式6)・・・1部
- カ 一級建築士事務所登録書(写)・・・1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、令和8年7月6日(月)正午までに、仕様書等に対する質問書(別紙様式7)に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

質問書の提出は、メールのタイトルを「【質問書】九陶ハブ拠点プロポーザル(社名)」とし、質問書(別紙様式7)を添付の上、電子メールで送付すること。

なお、送付に際しては質問書が到達したことを電話等で必ず担当課に確認すること。

※電話による質問に対しては回答しない。

(2) 回答は令和8年7月8日(水)までに質問者に対し、電子メールにより行う。なお、必要に応じて、全ての説明会参加者に回答内容を周知する。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出資料

ア 表紙(別紙様式8) 正本1部、副本7部

イ 企画提案書(様式任意) 8部

※下記「4 提案書の内容」の項目に沿って記載すること。

※A3片面5枚もしくはA4片面10枚を超えないこと(表紙・目次を除く)。

※各ページに通し番号をふること。

※提案書作成時の留意点

- ・リニューアルを感じられる提案になっていること。
- ・展示内容については、イラストなどを使用して分かりやすい表現に努めること
- ・施設の特性や周辺環境に配慮した提案となっていること。
- ・リニューアル後の九州陶磁文化館を訪れるインバウンド来館者等が観覧後に何かを感じ、有田地区及びその周辺の陶磁器産地へ周遊を促す提案になっていること。
- ・年度内に一部先行して施工を行うこととしており、無理のない業務工程となっていること。
- ・提案書の内容は、別紙仕様書に掲げる事項を全て満たすこととし、記載内容に不備がないよう十分留意すること。

ウ 見積書(様式任意) 正本1部、副本7部

※見積額(消費税及び地方消費税額を含む)及びその明細を記載すること。

※宛名は「佐賀県立九州陶磁文化館統括副館長」とすること。

※別紙1「九州陶磁文化館のDESTINATION化・文化観光ハブ拠点化に伴う基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務委託仕様書」に記載する3業務内容(1)～(3)の小項目ごとの金額を明示すること。

(2) 提案書作成時の留意点

- ア 1 参加者につき 1 提案に限る。
- イ 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ウ 提出された提案書は返却しない。
- エ 提出された資料については、本業務に関する目的以外には使用しない。
- オ 提出は持参又は郵送による。
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- カ 提案書及び添付資料の記載事項のうち契約期間内の実施を前提とする内容については、原則として全て履行しなければならない。

4 提案書の内容

- (1) 展示更新の考え方
- (2) 展示更新の内容（展示構成、ねらい、展示手法、来場者導線の考え方等を記載）
- (3) 周遊促進の手立て（ブース等の設営内容、ねらい等）
- (4) 業務実施体制（業務実施体制図、責任者（プロフィール、活動実績等を含む）、担当者、要員など配置する人数を含めて詳細に記載）
- (5) 業務スケジュール（令和 8 年 8 月～令和 9 年 3 月までの行程・進行計画等を記載）
- (6) 業務実績

5 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料は使用しないものとする。ただし、提出された提案書等のみをモニターに投影し説明することは可とする。この場合、パソコン及び提出された提案書等のデータは参加者が準備すること。
- (2) 参加者側の出席者は 4 名以内（うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 30 分程度（説明 20 分、質疑 10 分程度）を予定している。
- (3) プロジェクター等の使用を希望する場合は、本館で用意するので前日までに本館担当者へ連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

6 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、業務実施能力に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たものうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (5) 最低基準点に満たない場合は不合格とする。また、提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する審査項目は0点とし、その場合も不合格とする。
- (6) 審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。
※電話等による問合せには応じない。

7 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。
- (2) 提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

8 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は審査会までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (4) 審査会で最優秀の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成 13 年佐賀県条例第 37 号)に基づき、適切に管理するものとする。
- (7) 本プロポーザルの質問は、11 の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

- (8) プロポーザルに際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とト
ラブルの無いようにすること。

9 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号)に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

10 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 仕様書
- (3) 基本方針
- (4) 評価基準
- (5) 業務委託受託者の施工に係る審査基準
- (6) 各種様式
- (7) ARITA プロジェクト概要
- (8) ARITA プロジェクト説明資料
- (9) 契約書(案)

11 問い合わせ

佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課

〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1

電話 0955-43-3681

ファックス 0955-43-3324

電子メールアドレス kyuto@pref.saga.lg.jp